

批評・紹介

遼代社會史研究

島田正郎 著

昭和廿七年一月五日 京都三和書房
A5判 三四八頁、定價四百五十圓

遼代史研究者としての著者の令名を聞くことすでに久しいが、今回著者の過去十年間における研究の總決算たる本書を手にしえて、後進としての深い敬意を表すると共に、かんたんな紹介を試みてみたいと思う。

本書は制度篇・法律篇・經濟篇の三部から成立している。第一節制度篇は本書の半ばを占める雄篇であるが、先ず第一章部族においては、血縁または地縁關係に基く氏族集團という部族の本來の意義から離れて、專制國家の行政上・軍事上の區分に轉化していた遼代の部族が、いかなる過程をへて成立したものであるか、を耶律氏の勃興過程とその實勢力の浸透過程を中心に、零細な史料の中から見事に描き出される。ついで論はこれら部族の統治機關に進められるが、その最高行政機關については、北院が契丹人の民政・軍政及び漢人の軍政面を、南院が漢人の民政を司つたのであるから、從來說かれていた遼制の二重体系は、民政の面のみについていえることであることを特に強調される。ついで各部族の行政機關、これら部族の下部組織である石烈・羈里及びそれらの行政職員等について述べ

られ、ついで部族の統帥機關について検討が加えられるが、こゝで最高統帥機關たる北院の實務を分掌する北南兩宰相の下にあつて、地區別の統帥機關たる招討司・統軍司等があり、各小部族の長官は軍事上その統轄に屬していたこと等が論ぜられている。最後に上述の各部族の牧地がそれ／＼考證され、部族の配置の實際が主として軍事上の目的から行われたことが力説される。第一章で部族全般について論じられた著者は、第二章では耶律氏勃興以前の契丹民族の支配者であつた遙聲氏隸下の部民について検討を試みられ、遙聲帳の成立過程を究明された後、この遙聲氏のなかにもしだいに耶律氏の支配力が浸透して、聖宗の頃には遙聲氏は單なる家柄の呼稱にすぎなくなつて、その部人また國家の官吏の控制に服するやうになつたことを詳細に究明され、ついでその統制機關について論及され、部族制度の圏外に置かれた遙聲九帳族と雖も遼室君主權の確立後は實質的には部族と異ならず、その牧地もまた地理的制約をうけていたことを論じられる。第三章、第四章では同じく部族制度の外に置かれたといわれる皇族帳・國舅帳について、その成立過程、前者同様しだいに國家の控制に服する過程、その各々の統制機關、放牧地の諸問題が詳細に論じられ、第五章では天子の斡魯朶所屬の戸がその考察の對象とされているが、著者は津田・箭内兩博士の所説をあげてこれを批判しつゝ津田博士の所説に従ふことを述べられて、斡魯朶の構成分子は契丹人以外の被征服民族も多いが、一方、民族的には契丹人に屬しながら、しかも部族制度から脱して宮籍に入つた者も多く、天子の親衛としての立場から見ればこれらの方が一層強力な分子と認めなければならぬ、といわれ、更に斡魯朶が設立當初とは異つて、しだいに先帝斡魯朶の所屬戸の一部を踏襲して

ゆくようになるのは、遼室の君主權がしだいに絶對的となつたため、聖宗以後の斡魯朶はむしろ側近の奉仕と化し、たゞ天子の私費を供出する程度に止つたのではないかと結論される。第六章では遊牧の民の犯罪者の子弟を没官して編成した著帳戸について検討されているが、これが瓦里から析出再編成された組織であること、さらにこれら著帳戸はいわば天子以下宗室の私部曲の如きもので、制度上は斡魯朶の外にありながら、これと密接不離の關係にあつたのではないかと結論されている。

第二部法律篇は婚姻と親子の二章に分かたれる。婚姻の形式としては「二族通世通婚組織」が遠代を通じ慣習的に遵奉されたことを指摘され、一般に契丹社會には身分的内婚制は存在しなかつたこと、配偶者選擇の要件としては、直接血の繋がるもの以外は親等による制限は全く存在しなかつたこと、連帶結婚や嫂婚制が存在したこと、一夫多妻が一般の慣習であつたこと、更に離婚に關しては妻の離婚請求權が認められていたと考えられること等を、廣く他の遊牧民族の慣習を援用しつつ論ぜられ、第二章では實子のない場合は養子相續が行われたことを述べられてこの章を終つているが、結論的に家族の構成は父權制であつたが婦人の地位はさして悪くはなかつたこと、婚姻の形式から推して母權制の殘滓が相當残つていたということもできる、と論斷されて本篇を終つている。

第三部經濟篇では、先ず漢人の遷徙とそれに伴う州縣制の成立が論ぜられ、これら諸州縣が發生的には斡魯朶所屬の州縣・頭下軍州・奉陵邑としての州縣・南樞密院所屬の州縣の四に大別されることを論じて、その一々について詳細に究明を加へた後、前三者の過程をへて生成した諸州縣が、恐らくは聖宗の晩年頃に南樞密院管下に統

合されて、こゝに遼國は中央集權的畫一國家として完成された、と結論される。續く第二章ではこれら移住漢人の經濟生活が農業・紡績等各種の生業面から検討され、第三章では著者が實地に踏査された巴林左翼旗の考古學的調査に基いて當代の村落の形態が述べられるが、その状態は詳細に描かれて著者独自の見解が次々に展開される。第四章ではこれら移住漢人によつて從來の契丹人の經濟生活がいかなる影響を被つたかや問題とされるが、契丹人の生業たる牧畜に關しては、契丹本地への漢人遷徙の結果、彼等が本土の周邊に移ることを餘儀なくされたこと、遼朝の指導者達は本土の農地化に急なる餘りこれら貧窮化の道を辿る契丹人の經濟生活改善には何等の關心を示さなかつたこと、結局その施策の誤りのために契丹人の遊牧經濟は破局に瀕し、遼國の解体を早めたこと等を論じられ、これら經濟篇の總括として、契丹人の個人的經濟生活は、農耕の民に依存した遼國の國家經濟に置きざりにされ、一方また富の所在が少數貴族に偏在した結果多數の契丹人は窮乏の極に達し、ついにには國家の命數を擔う能力すら失つて遼國は内部崩壞の道を辿らねばならなくなつた。その根本的理由は、行き過ぎた漢人宥和策と、爲政者が對契丹經濟政策に熱意を缺いたことに求められる、と結論されて本書を結んでいられる。

以上甚だ無難、著者の意を傳へること遙に遠いのを畏れるのであるが、最後に本書について一二のことを申しのべてみたい。我が國における遼代史研究は、これまで獨自の地歩を示していたといつてよい。實地踏査と出土遺物の研究によつて、遼代史研究は長足の進歩を示したが、その底流をなしたものは、滿蒙史の一環として遼代史を眺めること、これであつた。「滿蒙史論叢」を中心に發表された

いくたの雄篇は、そうした傾向のクライマックスを示すものであつた。これに對して戦後我々はウィットフォーゲルの大著「中國社會史―遼東―」を手にして、これだけの研究が海の向うでなされていたことを、そして僅かな遼東史の疆域の中でこれほどまでに盛んな研究が行われていることを深い感慨で迎えると共に、これが我が國語學者の研究とは全く無關係に進められたものであつたということ、そしてそれが中國社會史の一環として扱われたことに新たな感慨をうけたのであつた。これは結局、戦時中我が國では我が國で、海のかなたでは海のかなたで、何の交渉もなしになしとげられた結果が、それ／＼別個に現われたまでであつたが。

本書の稿は昭和十九年になつた由であるが、そこに示された内容は、我が國遼東史研究の傳統を如實に示して、重點は「遊牧騎馬民族によつて組成された漢族國家の体を範とする史上最初の國家」という點に指向され、治者契丹社會の究明に殆どの力が注がれて、複合國家としての遼代社會全般の究明は、その經濟篇を除いては餘りなされていない。もちろん遼代史を滿蒙史の一環としてのみ扱うか、或はウィットフォーゲルのように扱うかについては多くの問題が残るであらう。著者自身は見解を異にするためウィットフォーゲルの立場はとらない、といわれるが、少くとも遼代社會全般を扱うためには、彼の立場は十二分に参照されてしかるべきではないだらうか。彼と我と、それ／＼別個に發展した遼代史研究が、綜合された一つの道に進んでゆくことに今後の課題が残されているのではないだらうか。

以上、若輩の當をえない紹介と妄言、切に御寛恕をお願いする次第であるが、最後に著者が本書の隨處に示された嚴密な史料批判と、

極めて乏しい當代史料の缺を補うためにとられたいくたの苦心、さらにまた從來の研究の上に歩一歩加えられた尊い成果に對して深甚の敬意を表しつゝ本書の紹介を終ることにする。
(林 章)